

《令和8年度の主な変更点》

①「全県事業」と「地域事業」の統合

「全県事業」と「地域事業」を統合し、新たに「教訓普及事業」として拡充しました。
(助成上限額を「全県事業」の60万円に統一)

②公演事業の助成要件の見直し

追悼コンサート等の公演事業への助成にあたっては、避難訓練やパネル展示等の防災・減災の取組みを併せて行うことが必須です。

③「若者支援事業」の対象要件の緩和

より多くの皆さんにご利用いただけるよう要件を以下のとおり緩和しました。

<対象団体>

- ・阪神・淡路大震災以降に生まれた方を中心とする県内外のグループを助成対象とします。(人数や過去の支給実績にかかる要件を撤廃)
- ※ただし、県外のグループの場合は、兵庫県内で事業が行われることが条件となります。

<対象事業>

- ・これまで助成対象外であった学校主導で行われる事業も助成対象とします。

④SNSを活用した発信に対する加算の新設

「教訓普及事業」、「実践活動事業」、「若者支援事業」の実施後、団体に属する若者(阪神・淡路大震災以降に生まれた世代)が、その成果・学び・気づき等をSNSで投稿・発信した場合、助成金を加算します。

<加算額>

- ・対象事業1件につき1万円

⑤「震災30年特別加算」の廃止

震災30年事業として令和6～7年度に実施した全県・地域事業の「震災30年特別加算」は、事業期間が終了したため廃止しました。

⑥オンライン申請の対応拡充

すでに一部の助成区分で運用を開始しているオンライン申請について、「自主防災組織強化支援事業」と「防災リーダー活動支援事業」も対象に追加しました。